

大阪市立生野工業高等学校同窓会  
ホームページ運営委員会

会 計 規 定

ホームページ運営委員会（以下、委員会）は、大阪市立生野工業高等学校同窓会ホームページ運営委員会の活動にともなう支出（以下、活動費）ならびに収入の会計に関して、以下の規定を定める。

1. ホームページ運営委員会は、大阪市立生野工業高等学校同窓会からの支給を財源として運営される。
2. 活動費とは、会議、取材、編集、公式ホームページ、サーバーの運転、維持、更新等に要する費用、およびその周辺のための費用をいう。
3. 活動費を支出したときは、所定の経費明細書に必要事項を記入するとともに領収書を添付してホームページ運営委員会委員長に提出し、速やかに精算しなければならない。
4. 支出は、使途内容によっては全額を認められないことがあり、認められない部分については自己負担となる。また、領収書が存在しない支出についても、認められないことがある。
5. ホームページの広告料および寄付金の収入がある場合は、運営委員会の活動費として充当する。
6. 会計係は現金出納を行うとともに、銀行口座ならびに現金出納帳により会計管理を行うとともに、年度末において同窓会に対して書面により報告し、精算しなければならない。
7. 委員長は、一人以上の会計係を任命し、任期は1年とする。
8. 本会計規定において疑義が生じた場合、同窓会理事会に判断を委ねることとする。

平成24年7月1日 規約を定める